

ねたきり高齢者等 日常生活用具給付事業のご案内

ねたきり高齢者等日常生活用具給付事業とは、ねたきりやひとり暮らし高齢者などの福祉増進に資するため、日常生活用具を給付することにより、日常生活の便宜を図っている事業です。

給付品目・対象者は次の通りです。

給付品目	対象者	限度数	基準年限	基準額
湯沸器	ねたきり高齢者	1台	6年	56,500円
入浴担架	ねたきり高齢者	1台	5年	82,400円
洗髪器	ねたきり高齢者	1台	5年	15,500円
寝具類	ねたきり高齢者	1式	3年	16,500円
火災警報器	ねたきり高齢者 ひとり暮らし高齢者	2台	8年	10,000円 (1台あたり)
自動消火器	ねたきり高齢者 ひとり暮らし高齢者	1台	8年	17,000円
老人手押車	高齢者	1台	4年	8,300円
電磁調理器	ひとり暮らし高齢者	1台	6年	18,000円
ガス漏れ報知器	ひとり暮らし高齢者	1台	5年	8,200円
電子レンジ	ひとり暮らし高齢者	1台	6年	17,000円

※日常生活用具の給付を受けてから、基準年限を経過するまでの間に同じ品目の給付は受けられません。

※上記基準額は、給付品目の本体価格のみです。取り付け費用等は含みません。

※この事業は、故人の寄付によって成り立っています。

※所得税課税状況などにより、給付が受けられない場合や自己負担金が必要となる場合があります。



詳しくは、裏面の問合せ先へお問い合わせください。

給付を受けるにはどうすればいいの？

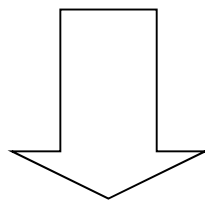
給付を希望する方は、事前に申請が必要です。
事前に申請がないものは対象となりません。



申請から給付までの流れ

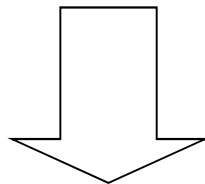
申 請

所定の申請書に、給付を希望する品目の見積書を添えて、申請してください。
※利用できるお店は限られていますので、詳しくはお問い合わせください。



給付の決定

市が所得税課税状況等を調査し、給付が決定になった方には、決定通知書が郵送されます。（申請から概ね1週間～10日程度）



日常生活用具の受領

認印をお持ちになって、見積書を取られたお店で受領してください。
自己負担金が必要な方は、受領の際にお店へお支払ください。

《申請・お問い合わせ先》

- ＜倉敷地区の方＞ 倉敷市役所 健康長寿課 （TEL：426-3315）
- ＜水島地区の方＞ 水島保健福祉センター 福祉課（TEL：446-1114）
- ＜児島地区の方＞ 児島保健福祉センター 福祉課（TEL：473-1119）
- ＜玉島地区の方＞ 玉島保健福祉センター 福祉課（TEL：522-8118）
- ＜船穂地区の方＞
- ＜真備地区の方＞ 玉島保健福祉センター 真備保健福祉課（TEL：698-5113）